



島根県報

平成25年10月4日（金）

号外 第 148 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示

島根県告示第666号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町北平168番5地先から同町湊小路221番1地先まで	前	メートル 7.00～22.50	メートル 957.00	道路改良工事 拡幅	
			後	10.00～46.00	957.00		
"	"	隠岐郡隠岐の島町湊小路221番1地先から同町湊掛田575番1地先まで	前 A	7.60～11.50	128.70	隠岐支庁県土整備局 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	13.00～24.00		128.70
				B	7.50～10.00		149.30
"	"	隠岐郡隠岐の島町湊掛田575番1地先から同町西村東163番3地先まで	前	7.70～36.00	492.40	道路改良工事 拡幅	
			後	10.00～47.50	492.40		
県 道	八重垣神社竹矢線	松江市大庭町790番地先から同町91番2地先まで	前	6.23～21.50	289.66	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	12.36～38.32	289.66		
"	布部安来線	安来市清水町588番3地先から同町122番7地先まで	前 A	7.00～10.00	140.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	7.00～10.00		140.00
				B	12.00～50.00		135.00

"	"	安来市清水町122番7地先から同市島田町140番1地先まで	前	9.00～ 28.00	165.00		道路改良工事		
			後	13.00～ 41.00	165.00		拡幅		
"	松江木次線	雲南市大東町中湯石2197番4地先から同番1地先まで	前	10.48～ 25.43	35.36	雲南県土整備 事務所	災害防除工事		
			後	13.85～ 38.20	35.36		拡幅		
"	久利静間線	大田市久利町行恒字正田1番16地先から同番1地先まで	前	11.50	23.66		道路改良工事		
			後	11.50～ 13.33	23.66		拡幅		
"	"	大田市久利町行恒字正田1番1地先から同市長久町延里字浜247番2地先まで	前 A	6.80～ 14.13	93.85	県央県土整備 事務所大田事 業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。		
			後	A	12.20～ 27.00			95.27	道路改良工事
				B	6.60～ 8.50			107.79	ダブルウェイ 仮設道設置

島根県告示第667号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町湊小路221番1地先から同町湊掛田575番1地先まで	メートル 149.30	平成25年 10月4日	隠岐支庁県土整備局	
県道	浜乃木湯町線	松江市乃木福富町296番1地先から同町305番1地先まで	137.00	平成25年 10月4日	松江県土整備事務所	
〃	布部安来線	安来市清水町588番3地先から同市島田町140番1地先まで	300.00	平成25年 10月4日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	